

第5回桐生市下水道使用料審議会 議事録

1 日時 平成28年9月27日（火曜日） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所 桐生市役所 601 会議室

3 出席者

(1) 委員 14名中14名出席

(2) 事務局 水道局長・下水道課長・境野水処理センター所長・下水道課業務係長・下水道課工務係長・下水道課維持係長・下水道課業務係

4 審議会

(1) 質疑応答

事務局： それでは、これより議事に入らせて頂きます。

議事・進行につきましては、前回同様、会長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

会長： 改めまして、皆さん、こんにちは。本日はお忙しい所、全員の方にご出席いただき、ありがとうございます。

では、議事に入ろうと思います。

皆さん、本日の開催通知と一緒に、答申案が入っていたと思いますが、こちらは皆さんの意見を大いに参考にし、私が作文したものです。皆さんにお諮りしたいのは、私が作成した答申書案に則って答申書を作成してよろしいかどうかです。これだと良くないのではないか、違う言葉の方が良いのではないか、などそのような意見をお聞きしたいと思います。一応、桐生市の方からは、他市のものなどのいくつかのコピーをいただいて、それらがこのように「はじめに」として答申内容に入っていくような形であったので、このような形にしましたけれど、よろしければ皆さんで添削していただければと思いますが、こちらを叩き台としてよろしいでしょうか。

会長： それでは、今回の開催通知の中に、前回の各委員の意見というものがありますが、一応こちらを加味して答申案を作りました。前回は読み上げましたが、今回は皆さんの意見の最終的なものということで、省略させていただきます。

それでは、この答申書案について、皆さん事前に添削していただいた方もいると思いますので、まず「はじめに」というところを読み上げます。それから、1番から読み上げていきますので、忌憚のない意見を聞かせてください。

では、「はじめに」を読み上げさせていただきますので、よろしくお

願います。

(答申案「はじめに」を読み上げる)

会長 : これに対し、何かございますか。

委員 : はい。下から5行目ですが、「6億円の」という金額が入っていますが、こちらは入れた方がよろしいのですか。

委員 : 6億、というのが大きな前提になっていますよね。

委員 : では、入れた方がいいのですね。

委員 : 「年間」というのを入れては。

会長 : では、「6億円」というのは入れるということによろしいでしょうか。委員の言う「年間」というのを加えて「年間約6億円」とします。

委員 : この「合併から10年」ということですが、もう平成28年ですから実際は11年ということで、10年以上となるのでしょうか。

会長 : では、「10年余」としましょう。他にはございますか。よろしいでしょうか。では、こちらでもう一度読み上げさせていただきます。

(添削した「はじめに」を読み上げる)

会長 : こちらの、「改定以来18年」も「改定以来19年」ということですね。では、次ですが、1番から6番まで読み上げますが、こちらの方が重要ではないかということがあれば、順番を変えるということもできますので。

(1番から3番までを読み上げる)

会長 : こちらの部分ですが、以前の答申が「3年毎」とあったのですが、ここは「概ね」という文を入れさせていただければと思います。というのは、重要なことがあって見直せない、または市長などの任期が4年ですので、もしかしたら3年を超えて3年半くらいで開催しても、とにかく市長の任期の内に1回、もしくはもっと重要なことがあれば3年ではなく2年などで見直すことも。

委員 : 「概ね」ではなく、「少なくとも」ではいかがでしょうか。

会長 : 「少なくとも」ですか。そうすれば、3年以内には見直せますね。このままだと、ただ3年に1回ということになってしまいますので、「少なくとも」でいかがでしょうか。

では、そこは3番の部分になったら、もう一度検討させてください。

(4番から6番までを読み上げる)

会長 : 1番は最初に言わなければならないところかと思しますので、1番としました。2番は、改定はやむを得ないということで、2番としました。そして3番で今まで見直しをしてこなかったことが大きな原因ですので、3年毎に見直しを行って、使用料の適正化を図るということで、必要となってきます。4番として、弱者支援の対策を講じるべきである。5番

として大口使用者への対策を講じるべきであると。6番として、今後の設備の改修もあるし、未整備地区への下水道の整備をしていかなければいけないことに対して、市民の負担を増加させることなくそれらの計画が行えるように、計画的な措置をとっていただきたいという、最終的には将来へのお願いという形で入れた内容です。流れ的には、この流れでよろしいでしょうか。

会長 : はい。それでは、ひとつひとつ皆さんの意見を。あと、最終的に6番まで以外に、何か意見をお持ちの方は、よろしくお願いします。

では、1番です。

(1番を読み上げる)

いかがでしょうか。

委員 : よろしいのではないのでしょうか。以前の答申よりも分かりやすいと思います。

委員 : 「市民の」ではなく、「市民への」がいいのでは。

会長 : はい。「市民への」ですね。では、ここは「10年余」と「市民への」ということで、よろしいですね。2番です。

(2番を読み上げる)

委員 : はい。「必要な措置」というのは、審議会の総意としては、「やむを得ない」ということではないのでしょうか。「必要」というとポジティブなイメージですが、実際のニュアンスとしては。

会長 : 皆さんの意見としては「やむを得ない」ということですね。こちらの方が皆さんの意見としてよろしいですね。

委員 : ポジティブな意見もありましたが、そういうものは、最後にまとめするのはどうでしょうか。そこで、先ほどの「やむを得ない」という思いを、多少載せてはいかがかなと。

会長 : そうですね。

こちらの文章は、「やむを得ない」でよろしいですね。

委員 : はい。公営企業化になっても、繰入れは「廃止」にはならないのですよね。これですと全体的に無くなるという感じですので、「原則的に」などの方が。

会長 : 「困難」の方が、よろしいですね。

委員 : 現実には、入れたり入れなかったりする訳ですよね。

会長 : そうですね。少なくとも段階的に、平成32年まではそれを続ける訳ですよね。

事務局 : 余ることはないと思いますので、不足する額が上下すると思います。

委員 : 常識の範囲になるという話ですよね。6億円が数千万円といった形に

なるだけで、繰入れは続けていき、足りなくなったものを、また審議会を行って上げるという形で捉えているのですが。

事務局： 「厳しく」または「難しく」という程度の感覚でいます。全く無くなるということには、ならないと思います。

会長： そうすると、繰入れが廃止になるという文章ではおかしいですね。

委員： 「困難」でよろしいのではないのでしょうか。

会長： では、「困難」でよろしいですね。
それでは、もう一度読み上げます。

(訂正した2番を読み上げる)

会長： 「向けて」の部分は、「向けては」の方がよろしいですね。
いかがでしょう。先程よりよろしいですね。

続きまして、3番です。

(3番の文章を読み上げる)

委員： よろしいですか。最初の2行ですが、先程の委員さんの意見のように、その後続けて一文挿入したほうがよろしいのではないのでしょうか。
「市民の生活や産業界へ与える影響は、甚大なものとなってしまっている」と。おそらく、かなりそれぞれの立場で影響が甚大となっているので、今回の議論が難しくなった理由かと思います。それを、1番と2番で言っていて、3番4番5番6番と産業支援や弱者救済について述べているので、その切実さを訴える意味で、この文章を挿入していただければと、私は思います。

また、3年毎の前に「概ね」もしくは「少なくとも」を入れるという話ですが、「今後は」のあとに「そうした事態を回避するため」という文を入れたらいかがでしょうか。やはり劇的に変わることが一番困るので。

会長： 以前の答申に「3年」とあったので、そのまま「3年」としましたが、やはり必要なときには見直しを行うべきですね。

委員： はい。年限は切った方がいいかと思います。「概ね」でも「少なくとも」であろうと、色々なことで長くなったり短くなったりするかと思えますので、いずれにしろ定期的な見直しを行っていくことが大切かと思えます。影響が大きくなることのないように、先程のような文を入れていただきたいと思えます。

会長： はい。

委員： 「今後は」というのは、平成32年以降は、ということでしょうか。

委員： そうだと思います。我々は平成32年度の公営企業化に線を引いているので。

事務局： よろしいでしょうか。昨年度の庁内の検討委員会で話し合い、要綱を作成しまして、4年毎に庁内検討委員会を開催することを決定しました。

4年毎に庁内検討委員会を開催し、現在の使用料で難しいということであれば、審議会を開催するという制度作りをいたしました。

会長 : そうすると、答申書では「概ね」でしょうか。

事務局 : 市長や市議会議員の任期中に一度は行う、ということです。

委員 : 事務局に質問ですが、4年に一度の見直しを行ったとして、値上げ幅は1割程度に収まるのでしょうか。つまり、4年に1度の見直しをして、急に人口が減ったり、下水道管や水処理センターの改修をしたりなどのことがあって、2割3割と継続的に値上げするようなことがあると、我々大口使用者だけでなく、それぞれの立場の方が苦しくなると思います。我々産業界ですと、値上げを単価に反映させなければなりません、すぐにできることではありません。4年で何割くらいになるのでしょうか。

事務局 : 今回は、桐生地区と新里地区の料金の統一や、19年ということ、急激な値上げということになってしまいましたが、今後は20%30%という値上げはできないと思います。他市の状況を見ても、10%台、多くても20%以下という値上げ幅に収めるように、料金改定を行っていますので、下水道会計がそれでも不足するようであれば、市民の生活の直接影響するものでありますので、下水道使用料で賄えない部分は、他市の公営企業化が済んでいる所であっても、繰入れで補填していますので、今後はそういった20%を超えるような大幅な料金値上げは、現実的にできないものと思っております。

委員 : それでは、繰返しになりますが、定期的な見直しを行ってほしいというのが、我々の願いであると思いますので、庁内検討委員会が4年なのであれば、3年ではなく4年にしてしまっ、上げるときにはしっかり上げるということを、やっていただきたいと思います。

委員 : 「4年」になるのであれば、「概ね」ではなく「少なくとも4年」の方がよろしいかと思えます。

会長 : はい。

事務局 : 参考までに、「桐生市下水道使用料庁内検討委員会設置要綱」の中では、第4条に「少なくとも4年に1回開くものとする。」という形で、開催について定めてあります。

委員 : はい。また、この文では庁内検討委員会で見直すのか、審議会で見直すのかというのは、書いていないのですが、桐生市サイドで4年に1回開催するというのであれば、桐生市だけで決められてしまうのはいかなものかと思えますので、市民からの見直しをする必要があると思えます。

事務局 : はい。ですから、今回の答申の中で、少なくとも4年に1回ということであれば、条例改正なども含めて検討していきます。

委員 : よろしいでしょうか。私としては、主語は誰なのか、と思います。誰が行うのでしょうか。市なのか、市民なのか、審議会なのか、主語が入っていません。ですから、「今後、市当局は」とした方がいいのではと思ったのですが。

委員 : 第4回の使用料審議会で、お示しいただいた、過去3回の市長への答申内容の、第3回平成9年の答申の第一条に「3年毎に見直しを行うべきである」と書いてあるのですが、結果やっていないのですよね。やっていないから、今回のようなことになっているので、ここが一番重要であると私は思います。

委員 : そのことについては、私も平成元年と平成9年の答申で見直しを行うべきだと示されている訳で、これは行政の怠慢という言葉にも繋がると思います。3番の「大幅になった原因は」の後に、「過去の答申がないがしろにされ」という言葉を入れてもいいのではと思います。いかがでしょうか。

会長 : よろしいでしょうか。

委員 : 平成9年度の答申の5番に、「審議会の意見を反映させるよう最大限の努力を払うことに期待したい」という文がありますが、それに対して3年毎の見直しがされていないということであれば、審議会の意見をしっかりと受け止めるように、という文が入ってもよいのではないかと思います。今回の答申の最後に、まとめの文を作るのであれば、そこに入れてもいいと思います。

会長 : はい。

委員 : 先程の、4年毎に行う、というのは何をでしょうか。

事務局 : 庁内の検討委員会でございます。

委員 : それは、いつ決まりましたか。

昨年度です。庁内検討委員会で、4年毎に必ず見直しを行うシステム作りをしました。

事務局 : 上げる上げないに係らず、下水道の経営状況を庁内で見てもらい、その中で維持管理費分がきちんと下水道使用料で賄えているか、料金が適正であるかということ、庁内で検討いたします。その中で、今回のように審議会を行うかなどを決める場です。

委員 : 前回の平成9年から昨年までの間に、検討委員会はやってこなかったのでしょうか。

事務局 : 大震災などもありまして、行ってきませんでした。

委員 : 実際は検討委員会だけで値上げを決定することはあるのでしょうか。

事務局 : 検討委員会だけで上げるということは、ございません。

委員 : 平成9年は1997年であり、東日本大震災は2011年のことで、ずっと不況であった。色々な外圧があったり、市長の交代あったのことでと思います。また、水道局の担当者や局長なども、4年間ずっと在任することは、現実問題として難しいと思います。なので、検討委員会は検討委員会としても、答申は厳しく作っていかないといけないと。こうやって集まって意見を言わせていただく立場としては、市民の代表としての責任もありますので、3年あれば18年で6回見直すことになると思いますので、答申にはしっかり盛り込むべきだと思います。厳しい言葉になってしまってもやむを得ないと思います。

委員 : 先程、委員がおっしゃっていた主語というのは、誰になりますか。

会長 : 主語は「桐生市」ですかね。

では、今までの意見を文章にします。

「今回の下水道使用料の引き上げ幅が大幅になった原因は、過去の答申にも係らず、長年に亘り使用料体系の見直しを行ってこなかったことにあり、市民の生活や産業界に与える影響は甚大なものとなっている。今後はそうした事態を回避するためにも、市当局は少なくとも4年毎の定期的な見直しを行い、使用料の適正化を常に図っていくことが必要不可欠であると考え。さらに、見直しに際しては下水道使用料審議会も設置すべきであると考え。」

委員 : こんな文章でしょうか。おかしいでしょうか。4年に1回くらいは審議会を開いていい気がします。桐生市で見直しをするならば、その時にはやはり市民に諮ることは必要なのではないかと考えます。今回は上げないで済みましたという報告だけでも良いのではないかと思います。10%上げるというのは当然必要だと思いますし、今回は上げずに済みますということで、今後4年の見直しを言うだけでも1回だけの審議会を開いて済んでしまうのもいいと思います。こちら側とすると、市が4年に1度定期的に見直しをするならばですが。

委員 : 審議会関係のことをもし書くのであれば、やはり7番に見直しすることと、必要に応じて開かれることと、まとめて書いたらいいのではないのでしょうか。

会長 : 「終わりに」というような形ですか。ここでは書かずに。

委員 : はい。ここではやはり、市当局への内容ですから、この部分はこの部分のままで一度締めてしまった方がいいと思います。

委員 : 3番は、元々の文章そのままにした方がいいということですか。

会長 : 私が最後に付け足した追加の文を別途書くと。

委員 : はい。

会長 : ではもう一回読んでみます。

「今回の下水道使用料の引き上げ幅が大幅になった原因は、過去の答

申にも係らず、長年に亘り使用料体系の見直しを行ってこなかったことにあり、市民の生活や産業界に与える影響は甚大なものとなっている。今後はそうした事態を回避するためにも、桐生市は少なくとも4年毎の定期的な見直しを行い、使用料の適正化を常に図っていくことが必要不可欠であると考え。」

よろしいですか。

委員 : ここだけ異様に重たく感じるの、もう少し3番を普通の項目として挙げて、先程の市民の生活～や必要不可欠～は最後に持ってきて、この答申を確実にやってくれというような、過去の答申のように軽視されないような形で、しっかり見直してくれというような、全体にかけるようにするのも手なのではと思います。

委員 : であれば、継ぎ足したものは全部削除して、それを7番にすると。

委員 : はい。2も3も4も5も大切だと考えれば、これでは3番の見直しについてだけがすごく重たく感じてしまう。

委員 : やはり、委員が言ったような言葉もここには入れないと、こういうことになっているという言葉もこの中には必要だと思います。

会長 : そうですね。もう1回繰り返してもいいと思います。過去ちゃんとやっているのにやってくれなかったというのも必要でしょうし、次の4と5の弱者支援のことで、大口使用者に対してのことで、ここで1回委員の言うように市民の生活と産業界に甚大な影響を与えているということとを謳った時点で、4番5番を謳っていいのかなと思います。何度も繰り返していいと思います。

委員 : 3番が骨子ですよ。4番と5番はその補足のようになりますね。

会長 : なりますね。しかし、1回は謳わないとしょうがないと思います。固まりとして旧市街地と新里の格差もすぐに是正せよと、今回のもやむをえないでしょうねと言う理由は、本当はないがしろにしていた部分があるのではないかと行ってしまっていていい気がします。委員が言うように4と5を補足の様な感じで、見ていてください、見ないと困りますという形で、再度こちらのことと市当局のことを謳って、最後にしっかり計画的に何度も行ってくださいと言い、最後にまた委員さんが言ったようにまとめてきな7番とするか、「終わりに」といった形の文書にするかだと思います。3番については、皆さんの意見を加えた、今読み上げたもので良いかと思いますが、重たくなってしまいかと思いますが、それはそれで良いように思います。

委員 : 重いという感想を持っただけで、文章としてはおかしくは無いと思います。

会長 : 3番についてはそんな文章でよろしいですか。
では、そのような形で。

そちらで誰かがメモとってありますか。

事務局： ちょっと完璧ではないですが、ICレコーダーで。

会長： それでは、4番に行かさせていただきます。もうちょっと膨らまして良いような気がするのですが、
(4番を読み上げる)

ということですが、先程言ったように5番は実施されるべきであるという感じなので、必要不可欠であると思うのですが。

委員： 内容はこれで良いと思うんですが、弱者支援という言葉が審議会からのイメージがあまりよくないのではないかと思う。以前に公衆浴場からの観点、社会福祉の観点だという言い方をされていたと思うのですが、この度の下水道使用料の改定率は大幅なものであり、社会福祉の観点から、例えば具体的に公衆浴場であるとか、医療施設、社会福祉施設、生活保護世帯等に対するの減免措置が実施されるべきであるとか、具体的な方が良いんじゃないかと思います。また高齢者所帯。

会長： 所帯、所帯は世帯ですね。

委員： 高齢者世帯といっても、ここで言う高齢者世帯というのは、老齢福祉年金の受給世帯というのが一般的だと、全部の高齢者世帯とは解さないとします。そうすれば、生活保護世帯であるとか、明確にして業種とかもある程度集団生活する場所といったイメージとすれば、良いのではないかなという気がします。

会長： 仰るとおり、4番について私も自信が無いので膨らましていただければと思います。

委員： 高齢者世帯というのは。

委員： 一般的に言うと、老齢福祉年金の世帯ですよ。

委員： 弱者支援という言葉はいけないのですか。

委員： 弱者支援という言葉より、もっと大きく捉えてもらいたい。社会福祉の観点で、公共料金のことだし医療機関とか社会福祉施設とかそういう大きな意味で範囲を明確にしてもらえたらありがたいんじゃないかなと思います。

委員： そういう言葉については、市の方が適切な言葉があるのではないかなと思うんですが、たぶん意味は解っていると思うんですけど、どんな言葉が出すのにいいのか、アドバイスをいただければ。あと、もう一点、上の部分も同じなんですけども、文章の最後に「と考える」という言葉が入っているんですけども、「である」で切ってしまうでもいいのかなと思うのですが。すべきであるとか不可欠であるという言葉の方が答申として強くできるのかなと思います。

会長： それについては、何故かと言うと、これは私の考えだからなんです。ですので「ある」が良いと思います。過去のものを見ても「ある」で終

わっていますから。

委員 : これはもう少し強い言葉で書いた方が良いと思いますから、最後の「考える」は削除ということで。

会長 : それで良いと思います。2番、3番、4番も「ある」ということで。

委員 : そういうことで、4番の必要な世帯のことをなんと行って表したらいいかというのはありますか。

会長 : 私としては施設に入ってもらっしゃる方とかはこれには考えてはいないです。1人暮らしのお年寄りだとか、高齢者の世帯だとかで。

委員 : 生活保護世帯とか施設に入っている世帯とか明確になっている方がよろしいのではないのでしょうか。

会長 : その辺りは今回負担にはならないと思います。負担になってくるのは、低所得の人と年金受給者でご夫婦で住んでらっしゃる方だとかを何とかしてあげてくださいよということで、施設に入ってる方に関しては施設でやることであって、それを桐生市が負担しなくてもいいかと思うのですが。

委員 : 施設でやることなんですが、施設自体も大幅な負担がかかりますよね。現実的に社会福祉的な施設、収入が制限されているような施設に対しては、やはり同じような検討をしてほしい。

会長 : ただ、委員が東京都の例を話したことがありましたが、そのような感じを頭に描いて書いたのですが。

委員 : 東京都も社会福祉施設と入っています。この前の例はそれも含めてのスタンスとして、東京で言うともっと細かいものがいっぱいあって、生活、産業まで入っていたりするんですけど、そういう意味合いだとすれば、そういう事業で、下に地域歳入ということでしっかり謳っていているので、産業と社会福祉というところでの二本立てにしてくれるとありがたい。

会長 : そう書きたかったのですが。

委員 : 低所得者と書いてあれば、生活保護世帯というように括られると思います。高齢者世帯というのは、ものすごい数ありますから、高齢者世帯の中で色々な制度の対象となっているのが福祉年金の対象者というのが多いです。東京なども福祉年金で区切っています。

委員 : 高齢者世帯の中にも、裕福なご家庭はありますからね。

委員 : だから、そういうイメージの中での区切りが今は一般的なんじゃないかなというか、制度上はそういう制度が多いです。

委員 : そういった高齢者世帯も、大きく言えば低所得者に含まれるのですか。

委員 : そうですね。それで、低所得者の中で、年金のどの部類までなど、ここで議論する話ではありませんが、広く減免していただければ、それにこしたことはないでしょうけれども。「など」という部分に社会福祉全

体のイメージというものを盛り込んでいただくのもひとつの手かなと思います。

委員： 「弱者支援」を「社会福祉の観点から」ということで、またこの後の「低所得者…」の部分に具体的なものが入ればということですか？

委員： そうですね。公衆浴場、医療施設、福祉施設、高齢者世帯などの文言が入ればどうだろう、という意味です。

委員： 生活保護についてですが、生活保護では下水道料金というのは面倒見ていただけるのではないですか。それならば、あくまで低所得者というのは母子家庭などで仕事をしていて、生活保護に該当しないという方も、たくさんいると思います。そういう方たちを救うという意味での「低所得者」だと思おうのですが。先程から生活保護という話がでていますが、それは少し違うのではないのでしょうか。

会長： 私もそのような考えです。

委員： 4番と5番についてですが、4番についてもともと伺っていた話ですと、使用料の著しく少ないような方の使用料を低減しようという話でしたよね。そうであれば財源というのはあまり考える必要はないと思われませんが、もし色々と適用範囲を広げてしまった場合、その財源というのは下水処理費からもってくるのですか。それとも、社会福祉費からもってくるのですか。

事務局： 先程から議論いただいている社会福祉的なものと、下水道使用料というのは、全く違いますからまるっきり別です。今回の下水道使用料というのは、あくまで受益者負担原則に則って下水道使用料が150円で適正かという議論です。極端に言いますと、それに付随する弱者支援や産業支援というのは、また別の次元の話になります。確かに、行政が措置なり排除なりをしなければならぬのですが、福祉や産業政策に関する支援をご提言いただいておりますが、こちらの下水道事業としますと、こちらが良いか悪いかの判断はできかねます。ですから、下水道使用料が上がったことによって市民の生活に出てくるものを、福祉や産業政策でどのようにそれを受け止めて、施策として実行していくかは、また別の次元の問題になってきます。今回の答申書に盛り込んでいただくのは結構なのですが、それができるかできないか、又はそれが良いものか悪いものかという判断は、こちらではできないものとなります。また、あまり例外的に減免措置のことなどを決めていただいても、下水道事業の中での減免措置というのは、限界があると思います。元々が、受益者負担の原則で使用料を決定していますから、例外的に補完しようとするれば、それは料金以外のもので、政策として考えなければ、受益者負担の原則が成り立たなくなると思います。

委員： 4番と5番に関しては、ここで謳ったとしても、社会福祉の条例を桐

生市で特別に考えたり、産業支援については補助金などを出すとしても、ひとまず下水道使用料は定価で納めてから、という話にしかならないと思います。「弱者支援の観点から」というのは、基本料が例えば1000円としたら、800円や500円に下げるという値下げが、この下水道使用料改定の中での限界であって、そこから先は桐生市の施策に託すということなのではないでしょうか。

委員 : そのとおりだと思います。150円は150円として上がった上で、施策として減免や補助金という形で出てくるかも知れませんが、謳うべきことは値上げによって皆が大変になるということだと思います。

会長 : 減免という言葉は、委員さんがおっしゃった東京都の例を参考に入れたのですが。委員さん、先程提案した文章をもう一度お願いします。

委員 : 「…大幅なものであり、社会福祉の観点からも、公衆浴場、医療施設、社会福祉施設、生活保護世帯等に対する減免措置の検討が必要である」です。生活保護でない低所得世帯については、表現が難しいとは思いますが。大きいところを拾っていただければ、細かいところはいいのかなという感じはしますが。

委員 : 弱者支援という言葉で、ずいぶん大きな窓口になるのではないのでしょうか。公衆浴場など、細かい部分は良いのではないのでしょうか。

委員 : 「弱者支援」という言葉はそのまま残して、高齢者世帯などを含めた低所得者世帯と、例えば福祉施設など、人と施設それぞれに減免が必要であるという形ではいかがですか。

委員 : 低所得者という言葉で、若い人から高齢者の方まで、広い範囲をカバーできますね。

委員 : 社会的弱者という言葉にすれば、低所得者なども全体的に含むことになるのではないのでしょうか。

委員 : 桐生市は社会福祉施設がとても多いですから、そこへの支援ができるどうかは、財政的には少し疑問があります。

委員 : 社会福祉事業は、出来高ではなく定員枠ですから、いくらがんばっても収入が増えない事業なので、影響を少しでも減らせればということは、業界からしては思います。収入が上がっていく業種ではないところが、なかなか厳しいです。

委員 : 私としては、低所得者への支援としては、使用水量のある程度の部分までが、基本料金で済むという形にできないかと思うのですが。それでかなりカバーできるのではと思うのですが。基本料金で済むようになる家庭が増えればと思います。

委員 : そうすると、2番の値段の部分になってしまうかもしれないですね。

委員 : よろしいのでしょうか。4番と5番について、社会福祉関係の事業については、産業というとおかしいのですが、下に入ってくると思いま

す。上は、あくまでも弱者支援についてではないでしょうか。（社会福祉事業は）大口使用者ということですよ。

委員 : 意味合いとしては、4番は減免的な措置、5番は補助金などの産業支援策ですね。

委員 : では、4番はこのままでよろしいのではないですか。

会長 : そうですね。市当局の方がこのようなニュアンスだというのが分かっていたら。答申の後にも、そのような話し合いはしていくのでしようから。

委員 : 4番と5番ですが、やはり「弱者支援」という言葉はあまり使わない方が良く思うので、「社会福祉の観点からも」ではどうでしょう。また、社会的弱者という言葉が色々な意味を含むので、「社会的弱者など」とすれば、もう少し広い意味合いを含むので、いかがですか。また、社会福祉施設は下に含むのかなと思います。

会長 : 私とすると、「弱者支援」なのかなと思います。お金の話ですから、社会福祉と広がるよりも、低所得者ということ。

委員 : 4番は人のことを言っている訳ですよ。そして、5番は産業のことと、はっきり色分けすれば良いのでは。だから、4番で産業色のある言葉を出すと、誤解されてしまう。あくまで人、世帯のことを言っているんですね。

会長 : 先程のとおり、4番はこの文章でよろしいですか。後は、市長さんとお話しするときに、こういうことが盛り込まれています、ということをお願いできれば。答申ですからね。

では、「所帯」は「世帯」、最後は「必要である。」というところだけ直します。それでは、5番をもう一度読みます。

(5番を読み上げる)

これはよろしいのではないかと思います。

委員 : 私の意見ですが、下水道使用料は公共料金なので、税金ではないですよ。であれば、使わない権利を保障して欲しいと思います。下水道法第2条の話、この間させていただきましたが、それを適用すると、公衆浴場や大口使用者は、自分のところに合った処理施設を構えて、処理をするということが、できるのではと思います。支援策を色々な形で桐生市はやらなければいけないと思いますが、鍍金屋であれば鍍金、染色屋であれば染色、生活排水であれば生活排水に合った施設がきっとあるはずで、どこかで自力でやっていくということが必要となってくると思います。第2条には、「ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合…」とあり、許可というのは行政当局が正に握っているものですので、原則は繋げなくてはいいませんが、値上げするというので、このことを何とかやって欲しいと思います。飲食業の排水に

比べれば、染色などはあまり汚くはないので、管理された中でやっていたら、将来的には桐生市の大きすぎる水処理場もコンパクトにでき、スマートな社会に繋がるのではないのでしょうか。それが、施策ということでここに含まれているのであれば、それでも構いませんが。補助金をもらうというのだけが方法ではないので、そういった形もあると思います。それが、今回審議会に出てみて、私が一番お願いしたいことです。

会長 : 委員の今の意見ですが、そういったことを自前でやるときに、そちらの助成も欲しいということですか。

委員 : 助成をもらうとなると、相当な金額となるでしょうから、もしやっていただくな信用保証協会の保証料分をいただくとか、桐生市で保証をしてもらうとか、予算をあまり使わない感じだと思います。

委員 : 先程の意見ですが、その先は、こちらでなく市の方でやってもらうことなので、ここでは答申として、市の方に届いたときにしっかりと動けるようなものにするとということ、良いのではないのでしょうか。ここには、そういったことが含まれているということ。

会長 : そうですね。

事務局 : 委員さんのおっしゃった意見については、産業支援のひとつということによろしいかと。

会長 : もしくは、ここで文章に入れるとすると、「大口使用者への多角的な産業支援」ですか。

委員 : それで良いと思います。

会長 : では、それを加えて、この文章にさせていただきたいと思います。「大口使用者への多角的な産業支援策の実施が使用料の改定と同時に実施されるべきである。」ということ。

次に、6番です。

(6番を読み上げる)

「境野水処理センターの改修工事や、」の部分は、読点をとってしまった方が、読みやすいですね。

委員 : 「考える。」も無くして良いかと思えます。

会長 : はい。では、この文章はこういったことに気を付けてやってくださいということ、7番若しくはまとめを付け加えるということですね。

委員 : 最後に、形式的な審議会で終わらせないように、できることはきちんと手を付けて実施するように行動するように、ということを強く言えば良いと思います。まとめ、ということ。

会長 : では、「まとめ」ということ。

委員 : 7番とまとめでは、文章の力は同じくらいでしょうか。

会長 : 繰り返しになる訳ですから、まとめになるのではないのでしょうか。

委員 : だとすれば、まとめの方がよろしいですね。

会長 : よろしいでしょうか。おかしいところがあれば、言ってください。「まとめ 桐生市は、平成9年度の下水道使用料審議会における答申にも係らず、下水道使用料体系の見直しを行ってこなかったことは、今回の大幅な使用料の値上げに繋がっていることを深く反省すべきであり、今後4年毎の定期的な使用料の見直しが行われる際には、必ず下水道使用料審議会も設置されるべきである。今回の各委員による慎重な審議に基づいた意見を反映させるよう、最大限の努力を払うということに期待したい。」というような、ニュアンスです。

そのような文言でいかがでしょうか。

委員 : どこかに、答申を出すにあたり全5回の審議会を通して検討したという文言は、入れてもよろしいですか。

会長 : 良いと思います。それでは、「当審議会は、各委員による5回の慎重な審議のもとに本答申を作成した。」という形にして、その後に「桐生市…」という文章にし、審議会のことを言い、意見を反映させるよう最大限の努力を払うことに期待したい、としたら綺麗ですね。

それで、これは私が作った文章のとおりですが、市当局で起こしてもらったものですので、実際にどのような形になるかというのを、見せていただいてよろしいですか。答申書の資料があったと思いますが。

(各委員に、答申書の資料を配布する)

このような形になるということです。2ページ目3ページ目はまだ訂正していない文章ですが、実際は2ページ目に年月日が入り、「桐生市長 亀山豊文様」と私の名前が入り、またその後に使用料改定新旧比較表が付くという形の、答申書になります。中身である2ページ目の文章は、今、皆さんで練ったものになります。

事務局 : 委員の名簿はつけるのですか。

会長 : そうですね、いかがでしょう。付けた方がよろしいですね。私ひとりではなく、皆さんで作ったわけですから。名前を出して欲しくないという人がいたら、手を挙げてください。

(挙手無し)

では、名簿も付けましょう。私が資料としていただいた中で、他の市町村でも、名簿を付けてるところはあるのでしょうか。

事務局 : あります。

会長 : では、そのようなことで。文章は、訂正した文章で、もう一度作っていただけますか。それで、私と副委員長にください。

では、これで答申書にしてよろしいですね。

事務局 : 市長に答申する前に、委員さんにはもう一度お配りします。

会長 : はい。その時点でこの形にしてもらって、こちらも全部直した形で、委員さんには郵送していただきたいと思います。そうでないと、委員さ

んが本物の答申書を見るのがなくなってしまうので。

では、これで最後でよろしいですね。

事務局： 「はじめに」のところですが、「平成 32 年の公共下水道事業の公営企業化」ですが、「平成 32 年 4 月の公共下水道事業の公営企業化」でどうでしょうか。

会長： そうですね。こちらも 4 月を入れてもらえば。

会長： それでは、約半年に亘り、お疲れ様でした。ありがとうございました。

事務局： では、事務局のほうから一言挨拶を。先程お話がありましたとおり、5 月 23 日の第 1 回の審議会から 4 ヶ月間、都合 5 回の審議会を皆様には大変ご熱心にご審議いただき、おかげさまで答申の方が大方まとまりました。また、委員さんの想いが全て答申書に載せられたという訳にはいかないとは思いますが、その行間の部分は、私ども事務局が認識しております。今後 12 月には条例改正などそういった諸手続きに入ってくるかと思いますが、いずれにしてもこの下水道事業が、これからも健全に経営でき、市民の皆様の公衆衛生や利便性などに寄与できるよう、努めて参ります。また、この度の委員さんの皆様の意見におかれましては、今後の下水道経営に十分反映して参りますので、今後ご指導ご協力、ご理解の方をお願いいたしまして、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。